# 文化勲章令 （昭和十二年勅令第九号）

文化勲章ハ文化ノ発達ニ関シ勲績卓絶ナル者ニ之ヲ賜フ

文化勲章ハ綬ヲ以テ胸部中央ニ之ヲ佩ブ

# 附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス